

競争入札参加有資格業者の指名停止措置について

標記の件について、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に定めるところにより、下記のとおり指名停止します。

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)

(令和7年4月17日作成)

登録 番号	商号又は名称、代表 者名及び本社所在地	指名停止の 期 間	措置要領 該当条項	指名停止の理由
0004	櫻井建設工業株式会社 代表取締役 櫻井 俊一 龍ヶ崎市4235-11	令和7年4月18 日から 令和7年5月17 日まで (1ヶ月間)	別表第1 (安全管理 措置の不適 切により生 じた公衆損 害事故) 第5号カ (損害を与 えたとき)	櫻井建設工業(株)は、令 和6年7月25日付で竜ヶ 崎工事事務所と契約を締結 した06国補地道第 06-03-739-0-001号及び05 国補地道第05-03-739-0-002 号合併地盤改良工事におい て、令和7年2月13日、ド レーン材の打設作業の際、 施工計画書に示された風速 計の使用をしないなど、不 適切な安全管理の措置によ り、打設機が強風に煽られ 隣接する民地内に転倒し、 同民地内のコンクリート擁 壁を破損させた。